

令和 2 年 6 月
自 動 車 局

道路運送車両法関係手数料令の一部改正（案）について

1. 背景

現在、我が国の自動車保有台数は 8,000 万台を超え、自動車は国民生活に欠くことのできないものとなっている。このため、自動車技術の進展や自動車を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、自動車の安全の確保と環境の保全、国民や地域の多様なニーズへの対応に取り組むことが必要である。

第 198 回国会にて成立した、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務（審査用技術情報管理事務）を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせる規定等が整備された。

今般、審査用技術情報管理事務について、令和 3 年 10 月以降、当該業務の内容（自動車の電子装置ごとに異なる故障コードの一覧の管理等）が増え、手数料として徴収すべき程度の実費が発生することとなることから、新たに手数料額を定めることとする。

2. 改正概要

○ 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

自動車技術総合機構に納める手数料として、新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査の申請（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）について、一両あたり 400 円を規定する。

3. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 7 月下旬

施行：令和 3 年 10 月 1 日